

- 文件名：
- 文 号：中华人民共和国工业和信息化部 国家发展改革委 财政部 国家税务总局公告 2021 年第 10 号
- 发布日期：2021 年 4 月 23 日
- 施行日期：自 2020 年 1 月 1 日起
- 链 接：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163978/content.html>

### 主要内容

一、国家鼓励的软件企业是指同时符合下列条件的企业：

（一）在中国境内（不包括港、澳、台地区）依法设立，以软件产品开发及相关信息技术服务为主营业务并具有独立法人资格的企业；该企业的设立具有合理商业目的，且不以减少、免除或推迟缴纳税款为主要目的；

（二）汇算清缴年度具有劳动合同关系或劳务派遣、聘用关系，其中具有本科及以上学历的月平均职工人数占企业月平均职工总人数的比例不低于 40%，研究开发人员月平均数占企业月平均职工总数的比例不低于 25%；

（三）拥有核心关键技术，并以此为基础开展经营活动，汇算清缴年度研究开发费用总额占企业销售（营业）收入总额的比例不低于 7%，企业在中国境内发生的研究开发费用金额占研究开发费用总额的比例不低于 60%；

（四）汇算清缴年度软件产品开发销售及相关信息技术服务（营业）收入占企业收入总额的比例不低于 55%[嵌入式软件产品开发销售（营业）收入占企业收入总额的比例不低于 45%]，其中软件产品自主开发销售及相关信息技术服务（营业）收入占企业收入总额的比例不低于 45%[嵌入式软件产品开发销售（营业）收入占企业收入总额的比例不低于 40%]；

（五）主营业务或主要产品具有专利或计算机软件著作权等属于本企业的知识产权；

（六）具有与软件开发相适应的生产经营场所、软硬件设施等开发环境（如合法的开发工具等），建立符合软件工程要求的质量管理体系并持续有效运行；

- **文件名**：财政部 税务总局 发展改革委 工业和信息化部关于促进集成电路产业和软件产业高质量发展企业所得税政策的公告
- **文号**：财政部 税务总局 发展改革委 工业和信息化部公告 2020 年第 45 号
- **发布日期**：2020 年 12 月 11 日
- **施行日期**：自 2020 年 1 月 1 日起
- **链接**：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5159888/content.html>

### 主要内容

三、国家鼓励的集成电路设计、装备、材料、封装、测试企业和软件企业，自获利年度起，第一年至第二年免征企业所得税，第三年至第五年按照 25%的法定税率减半征收企业所得税。

国家鼓励的集成电路设计、装备、材料、封装、测试企业和软件企业条件，由工业和信息化部会同国家发展改革委、财政部、税务总局等相关部门制定。

四、国家鼓励的重点集成电路设计企业和软件企业，自获利年度起，第一年至第五年免征企业所得税，接续年度减按 10%的税率征收企业所得税。

国家鼓励的重点集成电路设计和软件企业清单由国家发展改革委、工业和信息化部会同财政部、税务总局等相关部门制定。

- **書名：**
- **政策番号：** 中華人民共和國工業情報化部 國家發展革命委 財政部 國家稅務總局公告 2021 年第 10 号
- **公布日時：** 2021 年 4 月 23 日
- **施行日時：** 2021 年 1 月 1 日
- **リンク：** <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163978/content.html>

## 内容

一、國家が支援するソフトウェア企業とは以下の条件を満たす企業を指す：

(一) 中国国内（香港、澳門、台灣地區は含まない）で法律に従って設立された企業で、ソフトウェア製品の開発及び関連する IT サービスを主に提供し、独立法人資格を有する企業であること。この企業は合理的な商業目的で設立されており、節税や免税、納税期限の延期を目的として設立されたものではないこと。

(二) 会計年度に、労働契約関係または労務派遣、雇用関係にある者の中で、本科以上の学歴を有する従業員の月平均人数が、毎月の平均従業員総人数の 40% を下回らないこと。また、研究開発人員の月平均人数の占める割合は毎月の平均従業員総人数の 25% を下回らないこと。

(三) コアとなる技術を有し、その技術に基づいて経済活動を展開しており、会計年度の研究開発費の総額が企業の販売収入に占める割合が 7% を下回らないこと。また、企業の中国境内で発生した研究開発費用が研究開発費用総額に占める割合が 60% を下回らないこと。

(四) 会計年度のソフトウェア製品及び関連する IT サービスの販売収入が企業収入の総額に占める割合が 55% を下回らないこと。（組み込みソフトウェア製品の開発販売収入が企業の総収入に占める割合は 45% を下回らないこと。）その内、自主開発のソフトウェア製品及び関連する IT サービスの販売収入が企業収入の総額に占める割合が 45% を下回らないこと。（組み込みソフトウェア製品の開発販売収入が企業の総収入に占める割合は 40% を下回らないこと。）

(五) 企業が主に従事する業務サービス並びに主要製品の特許またはコンピューターソフトウェアの著作権等の知的財産権を有していること。

(六) ソフトウェア開発に適した事業所、ソフトウェア設備、ハードウェアなどの環境（例えば開発に使用する合法的な道具等）を有し、ソフトウェア工学の要求に適合した品質管理システムを構築し、それを継続的かつ有効に運用していること。

- **書名**：財政部 税務総局 発展革命委 工業情報化部によるソフトウェア産業及び集積回路産業の品質向上を促進するための企業所得税政策に関する公告
- **政策番号**：財政部 税務総局 発展改革委 工業情報化部公告 2020 年 第 45 号
- **公布日時**：2020 年 12 月 11 日
- **施行日時**：2021 年 1 月 1 日
- **リンク**：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5159888/content.html>

### 内容

三、国家の支援する集積回路の設計、装備、材料、封止、テストを行う企業並びにソフトウェア企業は、収益の発生した年度から数えて 2 年間の企業所得税を免除する。3 年目から 5 年目は 25%の法定税率の企業所得税を半減して徴収する。

国家の支援する集積回路の設計、装備、材料、封止、テストを行う企業の条件は、工業情報化部会 国家発展改革委、財政部、税務総局等の関連部門によって定められる。

四、国家が支援する重点集積回路設計企業並びに重点ソフトウェア企業は、収益の発生した年度から数えて、5 年間の企業所得税の徴収を免除する。その後は 10%の税率で企業所得税を徴収する。

国家の支援する重点集積回路設計企業並びに重点ソフトウェア企業の一覧は、国家発展改革委、工業情報化部会、財政部、税務総局等の関連部門によって制定される。